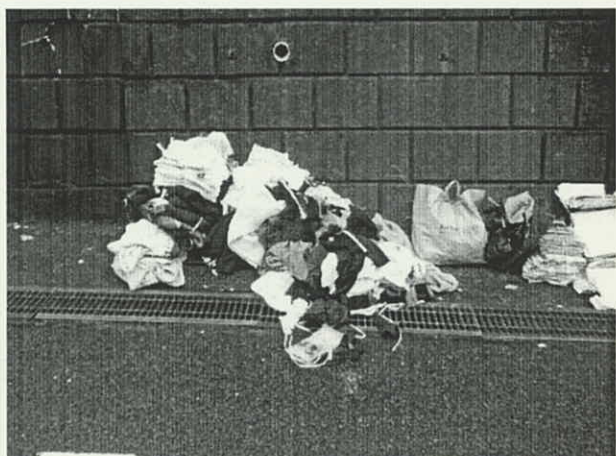


衣類持ち去り事案発生に伴う地域の皆様へのお願い

《現状》

高谷・小塚周辺の資源集積所において、衣類の持ち去りが頻発しております。条例違反のため、罰則の対象になります。



紐を切って物色した後

※写真は6 / 30

条例に違反して持ち去り行為
を行った場合は、規定により
20万円以下の罰金
を科される事になります。

資源の持ち去り行為は「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により禁止されています。

《お願い》

その他資源（新聞・折込広告、段ボール、飲料用紙パック、古布類）は、原則収集日の朝7時から朝9時までに出してください。

（古布類は濡れるとリサイクルできないので、雨の日はお出しください。）

持ち去りなどの行為を目撃された方は、南部収集事務所へご連絡
ください。

藤沢市南部収集事務所

地域担当 電話 84-0838